

議案第16号

川崎市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成24年2月15日提出

川崎市長 阿部 孝夫

川崎市介護保険条例の一部を改正する条例

川崎市介護保険条例（平成12年川崎市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第7条中「第115条の47」を「第115条の48」に改める。

第8条第1項中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同項第1号中「24,199円」を「30,087円」に改め、同号イ中「第4号イ」を「第3号イ又は第5号イ」に改め、同項第2号中「24,199円」を「30,087円」に改め、同号イ中「第4号イ」を「次号イ又は第5号イ」に改め、同項第10号中「96,794円」を「138,398円」に改め、同号を同項第13号とし、同項第9号中「82,275円」を「102,295円」に改め、同号ア中「7,000,000円」を「5,000,000円」に改め、同号イ中「部分を除く。」の次に「、次号イ又は第12号イ」を加え、同号を同項第10号とし、同号の次に次の2号を加える。

(11) 次のいずれかに該当する者 114,329円

ア 合計所得金額が5,000,000円以上7,000,000円未満

であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(12) 次のいずれかに該当する者 126, 364円

ア 合計所得金額が7,000,000円以上10,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

第8条第1項第8号中「72,596円」を「90,260円」に改め、同号ア中「2,000,000円」を「1,900,000円」に改め、同号イ中「又は次号イ」を「、次号イ、第11号イ又は第12号イ」に改め、同号を同項第9号とし、同項第7号中「58,077円」を「72,208円」に改め、同号ア中「2,000,000円」を「1,900,000円」に改め、同号イ中「又は第9号イ」を「、第10号イ、第11号イ又は第12号イ」に改め、同号を同項第8号とし、同項第6号中「53,237円」を「66,191円」に改め、同号イ中「第8号イ又は第9号イ」を「第9号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イ」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「48,397円」を「60,173円」に改め、同号ア中「前号」を「第3号及び前号」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「45,978円」を「57,165円」に改め、同号ア中「（昭和25年法律第226号）」、「（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によ

って課する所得割を除く。)」、「(所得税法(昭和40年法律第33号)第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。)」及び「(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、その額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。)」を削り、「前3号」を「前各号」に改め、同号イ中「(生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下同じ。)」、「(生活保護法第2条に規定する保護をいう。以下同じ。)」及び「、第6号イ」を削り、「又は第9号イ」を「、第9号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イ」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「36,298円」を「45,130円」に改め、同号ア中「掲げる者」の次に「であり、かつ、前号に該当しない者」を加え、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 次のいずれかに該当する者 39,113円

ア その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が当該保険料の賦課期日の属する年度分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。第5号アにおいて同じ。)が課されていない者であって、当該保険料の賦課期日の属する年の前年中の公的年金等の収入金額(所得税法(昭和40年法律第33号)第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。以下同じ。)及び当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、その額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。)の合計額が120万円以下であり、かつ、前2号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者(生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下同じ。)であって、その者が課される保

険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護（同法第2条に規定する保護をいう。以下同じ。）を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第5号イ、第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。）

第12条第4項中「若しくは第9号イ」を「、第9号イ、第10号イ、第11号イ若しくは第12号イ」に改める。

第20条を第21条とし、第19条を第20条とし、第18条の次に次の1条を加える。

（手数料）

第19条 市長は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の手数料を徴収する。

(1) 法第70条第1項の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定の申請に対する審査

ア 通所介護、通所リハビリテーション又は特定施設入居者生活介護に係る指定 1件につき 30,000円

イ その他の居宅サービスに係る指定 1件につき 20,000円

(2) 法第70条の2第4項において準用する法第70条第1項の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定の更新の申請に対する審査

1件につき 10,000円

(3) 法第78条の2第1項の規定に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定の申請に対する審査

ア 定期巡回・随時対応型訪問介護看護又は夜間対応型訪問介護に係る指定 1件につき 20,000円

イ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定

1件につき 45,000円

ウ その他の地域密着型サービスに係る指定

1件につき 30,000円

(4) 法第78条の12において読み替えて準用する法第70条の2第4項において準用する法第78条の2第1項の規定に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定の更新の申請に対する審査

ア 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の更新

1件につき 25,000円

イ その他の地域密着型サービスに係る指定の更新

1件につき 10,000円

(5) 法第79条第1項の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の申請に対する審査

1件につき 20,000円

(6) 法第79条の2第4項において準用する法第79条第1項の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の更新の申請に対する審査

1件につき 10,000円

(7) 法第86条第1項の規定に基づく指定介護老人福祉施設の指定の申請に対する審査

1件につき 45,000円

(8) 法第86条の2第4項において準用する法第86条第1項の規定に基づく指定介護老人福祉施設の指定の更新の申請に対する審査

1件につき 25,000円

(9) 法第94条第1項の規定に基づく介護老人保健施設の開設の許可の申請に対する審査

1件につき 63,000円

(10) 法第94条第2項の規定に基づく介護老人保健施設の変更（構造設備の変更を伴うものに限る。）の許可の申請に対する審査

1件につき 33,000円

(11) 法第94条の2第4項において準用する法第94条第1項の規定に基づく介護老人保健施設の開設の許可の更新の申請に対する審査

1件につき 25,000円

(12) 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第107条の2第4項において準用する同法第107条第1項の規定に基づく指定介護療養型医療施設の指定の更新の申請に対する審査

1件につき 25,000円

(13) 法第115条の2第1項の規定に基づく指定介護予防サービス事業者の指定の申請に対する審査

ア 介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション又は介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定

1件につき 15,000円

イ その他の介護予防サービスに係る指定

1件につき 10,000円

(14) 法第115条の11において読み替えて準用する法第70条の2第4項において準用する法第115条の2第1項の規定に基づく指定介護予防サービス事業者の指定の更新の申請に対する審査

1件につき 10,000円

(15) 法第115条の12第1項の規定に基づく指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の申請に対する審査

1件につき 15,000円

(16) 法第115条の21において読み替えて準用する法第70条の2第4項において準用する法第115条の12第1項の規定に基づく指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の更新の申請に対する審査

1件につき 10,000円

(17) 法第115条の22第1項の規定に基づく指定介護予防支援事業者の指

定の申請に対する審査

1 件につき 10,000 円

(18) 法第 115 条の 31 において読み替えて準用する法第 70 条の 2 第 4 項において準用する法第 115 条の 22 第 1 項の規定に基づく指定介護予防支援事業者の指定の更新の申請に対する審査

1 件につき 10,000 円

- 2 前項の手数料は、申請の際、申請をする者から徴収する。
- 3 次の各号のいずれかに該当するときは、第 1 項の手数料を減額し、又は免除することができる。
 - (1) 官公署からの申請によるとき。
 - (2) その他市長が減額又は免除を適當と認めるとき。
- 4 既納の手数料は、還付しない。ただし、市長が特に必要があると認めるとときは、その全部又は一部を還付することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 18 条の次に 1 条を加える改正規定（第 19 条第 1 項第 3 号、第 4 号及び第 15 号から第 18 号までに係る部分に限る。）は、同年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の条例第 8 条第 1 項の規定は、平成 24 年度分の保険料から適用し、平成 23 年度分までの保険料については、なお従前の例による。
- 3 平成 24 年 9 月 30 日以前に、次のいずれかの申請をした場合は、改正後の条例第 19 条第 1 項の規定にかかわらず、手数料を徴収しない。
 - (1) 指定居宅サービス事業者の指定の申請のうち、介護老人保健施設の開設の許可の申請と併せて行う訪問リハビリテーションに係る指定の申請、訪問看護に係る指定の申請と併せて行う居宅療養管理指導に係る指定の申請、

訪問看護に係る指定居宅サービス事業者が行う居宅療養管理指導に係る指定の申請又は通所リハビリテーションに係る指定の申請

- (2) 指定居宅サービス事業者の指定の更新の申請のうち、介護老人保健施設の開設の許可の更新の申請と併せて行う訪問リハビリテーションに係る指定の更新の申請、訪問看護に係る指定居宅サービス事業者が行う居宅療養管理指導に係る指定の更新の申請又は通所リハビリテーションに係る指定の更新の申請
- (3) 指定介護予防サービス事業者の指定の申請のうち、介護老人保健施設の開設の許可の申請と併せて行う介護予防訪問リハビリテーションに係る指定の申請、介護予防訪問看護に係る指定の申請と併せて行う介護予防居宅療養管理指導に係る指定の申請、介護予防訪問看護に係る指定介護予防サービス事業者が行う介護予防居宅療養管理指導に係る指定の申請又は介護予防通所リハビリテーションに係る指定の申請
- (4) 指定介護予防サービス事業者の指定の更新の申請のうち、介護老人保健施設の開設の許可の更新の申請と併せて行う介護予防訪問リハビリテーションに係る指定の更新の申請、介護予防訪問看護に係る指定介護予防サービス事業者が行う介護予防居宅療養管理指導に係る指定の更新の申請又は介護予防通所リハビリテーションに係る指定の更新の申請

参考資料

制 定 要 旨

平成24年度から平成26年度までの各年度における保険料率を定めること、
指定居宅サービス事業者の指定等の申請に係る手数料を新設すること等のため、
この条例を制定するものである。